

勝山市職員採用試験の案内

平成19年度勝山市職員採用候補者試験を次のとおり実施します。

試験区分と採用予定人員

◆事務 2人
◆土木 1人
◆保健師 2人
◆管理栄養士 1人
◆消防 1人

◆事務 1人
◆土木 1人

◆事務 1人

※採用予定人員については、試験等の結果によって変更する場合があります。

受験資格▼下表のとおり

受付期間▼7月20日(金)～8月21日(火)

午前8時30分～午後5時30分
(土・日・祝日は除く)

申込方法▼市役所交付の「試験申込書」に必要事項を記入し、本人の写真(上半身脱帽、縦5cm×横5cm、申し込み前6月以内に撮影)を所定の箇所に貼付し、秘書・広報課職員グループへ提出してください。

郵便で試験申込書を請求する場合は、封筒の表に「職員採用候補者試験申込書請求」と朱筆し、中に、140円切手を貼り、表に宛先を明記

○一般採用

試験区分	受験資格、要件(学歴は問わない)		性別
	資格、免許等	生年月日(下記の期間に生まれた人)	
事務	問わない	昭和53年4月2日～平成2年4月1日	不問
土木	土木に関する専門技術を有する人または平成20年3月末日までにその知識の習得が見込まれる人	昭和53年4月2日～昭和61年4月1日	
保健師	保健師の資格を有する人または平成20年3月末日までに保健師の資格取得が見込まれる人	昭和53年4月2日～昭和60年4月1日	
管理栄養士	管理栄養士の資格を有する人	昭和53年4月2日～平成2年4月1日	
消防	普通自動車運転免許を有する人または平成20年3月末日までにその免許の取得が見込まれる人	昭和53年4月2日～平成2年4月1日	

○社会人採用(民間企業等職務経験者を対象とした採用)

試験区分	受験資格、要件(学歴は問わない)		性別
	資格、免許等(全ての条件を満たす人)	生年月日(下記の期間に生まれた人)	
事務	民間企業等での実務経験が平成20年3月末時点で5年以上ある人(注1)	昭和43年4月2日～昭和53年4月1日	不問
土木	(1)民間企業等での土木に関する実務経験が平成20年3月末時点で5年以上ある人(注1) (2)測量士または1級土木施工管理技士の資格を有する人		

(注1)・民間企業の従業員、自営業者として、試験区分の業務を常勤で6月以上継続し、通算で5年以上の職務経験のある人が該当します
・公務員として職務に従事していた期間は対象外となります

○身体障害者採用(身体障害者を対象とした採用)

試験区分	受験資格、要件(学歴は問わない)		性別
	資格、免許等(全ての条件を満たす人)	生年月日(下記の期間に生まれた人)	
事務	(1)身体障害者手帳の交付を受けている人 (2)自力による通勤ができ、かつ介護者なしに職務の遂行が可能な人 (3)活字印刷文の出題に対応できる人	昭和53年4月2日～平成2年4月1日	不問

した返信用封筒(角2 33cm×24cm)を必ず同封してください。申込書は試験区分に応じて2種類(「一般・社会人採用」と「身体障害者採用」)ありますので、どちらを請求するかを明記してください。

また、市ホームページからも入手でき、電子申請も可能です。

第1次試験▼9月16日(日)
午前9時～11時30分

ところ▼勝山市教育会館
内容▼地方公務員として必要な一般知識についての択一式筆記試験

※第2次試験については、第1次試験合格者に通知します

申・問 TEL 011-85001
勝山市元町1丁目1-1
勝山市市長公室 秘書・広報課
職員グループ(☎内線216)

国保年金だより

高齢受給者証(国保)、 老人医療受給者証 をお持ちのかたへ

自己負担割合

一部負担金割合	20年3月	20年4月
	老人医療該当のかた (70歳以上75歳未満)	1割
現役並所得者	3割	3割

医療機関での一部負担金の割合は、現役並所得者は3割で、一般のかたは1割となります。

平成20年4月1日以降は、高齢受給者証をお持ちのかたは、2割負担となります。

※現役並所得者
現役世代と同程度の負担能力を有している者を「現役並所得者」といいます。

前年度の課税所得(各種所得控除後)が年額145万円以上の70歳以上のかた、または老人保健対象者。および同じ世帯の70歳以上のかた、または老人保健対象者。

※その世帯の右記該当者の年収が合計520万円未満(該当者が1人の世帯では年収383万円未満)の場合、申請により1割負担となります。

◎「国民健康保険 高齢受給者証」をお持ちのかたへ
有効期限が、平成19年7月31日となっています。新証は、7月下旬に郵送します。

平成20年4月2日から平成20年7月31日までに75歳になるかたの有効期限は、誕生日の前日になります。75歳の誕生日以降は、後期高齢者保険が適用されます。

◎「老人医療受給者証」(白色)をお持ちのかたへ
負担区分が変更になった場合のみ、新証を7月下旬に郵送します。

入院されているかたへ

(入院される予定のあるかたへ)
市民税非課税世帯で、国民健康保険加入のかた、および老人医療に該当するかたは、申請すれば、入院中の食事が減額されます。(70歳以上および老人医療に該当するかたは、入院中の一部負担金についても減額されます。)

ただし、減額申請をした月から対象となります。なお、現在認定されているかたは、有効期限が7月31日までとなっています。引き続き入院されるかたは、更新の手続きを行ってください。

必要なもの▼申請用紙(市役所にあります)、保険証、医療機関の領収書など(入院中のかた)

申・問 市民課(☎内線257・258)

国民年金保険料を納めることが難しいかたに お知らせです

保険料を未納のまま放置すると、いざというときに障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取れない場合があります。また将来、老齢基礎年金を受け取れなかったり、年金額が少なくなったりします。そこで、便利な下記の制度をご紹介します。

必要なもの▼印鑑、離職票の写し(失業した場合)

申・問 市民課(☎内線257・258)
年金のことわからないことや、不信に思うことがあったら、いつでも相談に応じます。お気軽に市役所窓口までお越しください。

年金チェックシートで 国民年金納付記録の確認を

市では、年金記録不備問題を受けて、国民年金と厚生年金の加入期間が一目で分かるようにチェックシートの交付を行っています。年金について不明な点がありましたら、お問い合わせください。



※国民年金加入期間が水色、厚生年金加入期間は黄色。空白部分と「×」の部分については、社会保険事務所で確認をとる必要があります。

問 市民課(☎内線257・258)

- ① 申請免除
本人・配偶者・世帯主の前年の所得が「所得基準」以下の場合に申請手続きをすることにより、国民年金保険料の納付が全額免除になったり一部納付になったりする制度です。
- ② 若年者納付特例制度
若いかたの場合、両親など(世帯主)と同居されていると、そのかたの所得が高いために免除に該当しないケースもあります。そこで30歳未満のかたを対象に、本人と配偶者のみの所得が「所得基準」以下の場合に国民年金保険料の納付を猶予する制度です。
- ③ 学生納付猶予制度
学生で本人の前年所得が一定額以下の場合に申請することにより、保険料の納付が猶予されます。